

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 定款変更の目的

- (1) 現行定款第 2 条(目的)につきまして、当社の事業の多様化と今後の展開に対応するため、事業目的を追加し併せて号数の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)ならびに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(同 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、加除修正が必要となる規定の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)のみなし規定にもとづき、所要の変更を行うものであります。
- (4) 会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第 20 条(取締役会の設置)、第 34 条(監査役および監査役会の設置)、第 45 条(会計監査人の設置)を新設するものであります。
- (5) 当社が発行する株式の総数は、275,000,000 株であります。発行済株式総数は 172,887,222 株となっておりますので、機動的な資本政策を可能にし、将来の事業拡大、経営環境等の変化にも対応できるよう、現行定款第 5 条を変更し当社の発行する株式の総数を変更するものであります。
- (6) 会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第 7 条(株券の発行)を新設するものであります。
- (7) 会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株主の権利に関して、第 9 条(単元未満株式についての権利制限)を新設するものであります。
- (8) 株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則ならびに会社計算規則にもとづき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなす対応ができるようにするため、第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (9) 業務執行の効率的な実現と競争力の強化を目指すことを狙いとして、第 25 条(執行役員)を新設するものであります。
- (10) 会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第 29 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

(11) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

(12) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

(13) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

## 2 定款変更の内容

内容の変更は別紙の通りであります。

## 3 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日（木曜日）

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日（木曜日）

以上

変更の内容

現行定款および変更案は次の通りです。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>(商 号) 第 1 条 当社は、株式会社ヒューネットと称し、 英文ではHUNET Inc.と表示する。</p> <p>(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的と する。 1. ~ 36. (省 略)</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を東京都北区に置く。</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は日本経済新聞に掲載す る。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 章 株 式</b></p> <p>(発行する株式総数) 第 5 条 当社が発行する株式の総数は、27,5 00万株とする。ただし、株式の消却が行 われた場合には、これに相当する株式 数を減じる。</p> <p>(自己株式の買受け) 第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2 号の規定により、取締役会の決議をも って、自己の株式を買受けることがで きる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>(商 号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的) 第 2 条 (現行どおり) 1. ~ 36. (現行どおり) <u>37. CO2排出権取引業</u> <u>38. 環境商材の開発、企画、販売</u> <u>39. 前各号に付帯関連する一切の事業</u></p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方 法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 章 株 式</b></p> <p>(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、<u>69,100</u>万株 とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取 引等により自己株式を取得することができ る。</u></p> <p>(株券の発行) 第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>1単元の株式の数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第 7 条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、1,000株とする。</p> <p>2 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式</u>(以下「<u>単元未満株式</u>」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない</u>。</p> <p>(新 設)</p> <p>(<u>単元未満株式の買増し</u>)</p> <p>第 8 条 当社の<u>単元未満株式を有する株主</u>(<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>)は、<u>株式取扱規程に定めるところにより</u>、その<u>単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求</u>することができる。</p>	<p>(<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第 8 条 当社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする。</p> <p>2 当社は、<u>前条の規定にかかわらず</u>、<u>単元未満株式に係わる株券を発行しない</u>。ただし、<u>株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない</u>。</p> <p>(<u>単元未満株式についての権利制限</u>)</p> <p>第 9 条 当社の<u>株主</u>(<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>)は、<u>その有する単元未満株式について、次の権利以外の権利を行使することができない</u>。</p> <p>1 <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>2 <u>剰余金の配当を受ける権利</u></p> <p>3 <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>4 <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>5 <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(<u>単元未満株式の売渡請求</u>)</p> <p>第 10 条 <u>単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求</u>することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第 9 条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <p>2 本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して<u>臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 10 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿ならびに<u>株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手續、单元未満株式の買取りおよび買増し、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p>(基準日)</p> <p>第 11 条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において議決権を行使<u>することができる株主とする。</u></p> <p>2 前1項のほか必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、<u>一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者として</u>することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第 11 条</u> 当社の株券の種類および株式の<u>名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の</u>手続、<u>単元未満株式の買取りおよび買増し、届出の受理その他株式に関する取扱い</u>ならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 3 章 株主総会</b></p> <p>(株主総会の招集)</p> <p><u>第 12 条</u> 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>2 <u>株主総会は本店所在地またはその隣接地のほか、東京都中央区またはその隣接地において招集する。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第 13 条</u> 株主総会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第 13 条</u> 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 3 章 株主総会</b></p> <p>(招 集)</p> <p><u>第 14 条</u> 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。</p> <p style="text-align: center;">(第2項 削 除)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第 15 条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議 事 録)</p> <p>第 16 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印し、または電子署名する。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 16 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議 事 録)</p> <p>第 19 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定めるところによる事項は、議事録に記載または記録する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第 4 章 取締役および取締役会</b></p> <p>(新 設)</p> <p>(員 数) 第 17 条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(選任方法) 第 18 条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 3 取締役の選任決議は、<u>累積投票</u>によらないものとする。</p> <p>(任 期) 第 19 条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 4 章 取締役および取締役会</b></p> <p>(取締役会の設置) 第 20 条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>(員 数) 第 21 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法) 第 22 条 取締役は、<u>株主総会の決議によって</u>選任する。 2 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を<u>もって</u>行う。 3 (現行どおり)</p> <p>(任 期) 第 23 条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会<u>の終結の時</u>までとする。 2 増員または<u>任期の満了前に退任した取締役</u>の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了<u>する時</u>までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第 20 条</u> 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>2 取締役会の決議により、取締役会長・取締役社長各1名、取締役副社長・専務取締役・常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>3 当会社に相談役および顧問若干名を置くことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第 24 条</u> 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>4 当会社に相談役および顧問若干名を置くことができる。</p> <p>(執行役員)</p> <p><u>第 25 条</u> 当社は、取締役会の決議により執行役員を置くことができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第 21 条</u> 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第 26 条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第 22 条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第 27 条</u> (現行どおり)</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p><u>第 23 条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第 24 条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印し、または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第 25 条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報 酬)</p> <p><u>第 26 条</u> 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p><u>第 28 条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第 29 条</u> 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第 30 条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定めるところによる事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第 31 条</u> (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第 32 条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第 27 条</u> 当社は、<u>商法第266条第1項第5号の規定に定める行為に関する取締役(取締役であった者を含む)の責任につき、その取締役が職務を行うにあたり善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議をもって、商法第266条第12項および第17項の規定に定める限度額の範囲内で、賠償の責めに任ずるべき額を免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 5 章 監査役および監査役会</b></p> <p>(新 設)</p> <p>(員 数)</p> <p><u>第 28 条</u> 当社の監査役は、<u>4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第 29 条</u> 監査役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第 33 条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 5 章 監査役および監査役会</b></p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p><u>第 34 条</u> 当社は、<u>監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(員 数)</p> <p><u>第 35 条</u> 当社の監査役は、<u>5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第 36 条</u> 監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p><u>第 30 条</u> 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第 31 条</u> 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第 32 条</u> 監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第 33 条</u> 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第 34 条</u> 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、<u>これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印し、または電子署名する。</u></p>	<p>(任 期)</p> <p><u>第 37 条</u> 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第 38 条</u> 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第 39 条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第 40 条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第 41 条</u> 監査役会における議事については、<u>法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第 42 条 (現行どおり)</p>
<p>(報 酬)</p> <p>第 36 条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 43 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 37 条 当社は、監査役(監査役であった者を含む)の責任につき、その監査役が職務を行うにあたり善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議をもって、商法第280条第1項で準用し、商法第266条第18項で読み替えて適用する同条第12項の規定に定める限度額の範囲内で、賠償の責めに任ずるべき額を免除することができる。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 44 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において、<u>取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 6 章 会計監査人</b></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>会計監査人の設置</u>)</p> <p>第 45 条 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>選任および任期</u>)</p> <p>第 46 条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 6 章 計 算</b></p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第 38 条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第 39 条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 40 条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 41 条 利益配当金および中間配当金は、<u>支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>第 2 項 (新 設)</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 47 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 7 章 計 算</b></p> <p>(事業年度)</p> <p>第 48 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第 49 条 当社は、株主総会決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>金銭による剰余金の配当を支払う。</u></p> <p>2 <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当金)</p> <p>第 50 条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第 51 条 配当財産が金銭である場合は、<u>その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2 <u>前項の金銭には利息を付けない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
附 則 第37条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日の決算期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役の任期は、就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。	(附則 削 除)